

審査の概要

I 絶対審査

株式会社囲碁将棋チャンネル等 14 者 (21 番組) の申請番組については、13 者 (20 番組) が、

- ① 放送法 (昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。) 第 93 条第 1 項
- ② 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令 (平成 27 年総務省令第 26 号) 第 8 条
- ③ 基幹放送普及計画 (昭和 63 年郵政省告示第 660 号) 第 2
- ④ 放送法関係審査基準 (平成 23 年総務省訓令第 30 号。以下「審査基準」という。) 第 6 条及び別紙 2

の各規定 (以下「絶対審査基準」という。) に適合するものと認められた。また、1 者 (1 番組) が、法第 93 条第 1 項第 2 号、第 5 号及び第 6 号に適合しないものと認められることから、当該 1 者 (1 番組) の申請番組の認定を拒否することとした。

この結果、絶対審査基準に適合した申請番組に対し指定することのできる周波数が不足することとなったため、審査基準第 7 条及び別紙 3 の規定に基づく比較審査を行うこととなった。

II 比較審査

絶対審査基準に適合した 13 者 (20 番組) の申請番組 (HDTV 番組 11 者 (16 番組)、SDTV 番組 4 者 (4 番組)) を対象に、以下のとおり比較審査を行うこととなった。

(1) 第一次比較審査 (審査基準別紙 3 「2」)

審査基準別紙 3 「2」の規定により、4 つの審査項目のいずれにも適合していると認められる申請番組を優先することとした。審査の結果、絶対審査基準に適合した全ての申請番組は、4 つの審査項目のいずれにも適合しており、全ての申請番組が優先されることとなった。

(2) 第二次比較審査 (審査基準別紙 3 「3」及び「6」)

- ① 既存の SDTV 番組の HD 化 (12 スロットに限る) に係る審査 (返上するスロット数が 12 以上)

審査基準別紙 3 「6」(1) の規定により、既存の放送番組の廃止等により 12 スロット以上の周波数を返上して既存の放送番組の HD 化を希望する 4 者 (6 番組) の申請番組を優先して、認定することとした。

- ② 既存の SDTV 番組の HD 化 (12 スロットに限る) に係る審査 (返上するスロット数が 12 未満)

上記①の審査により4者（6番組）の申請番組を認定しても、なお指定することのできる周波数があったため、審査基準別紙3「6」(2)の規定により、上記①の認定後の残りの周波数（上記①の認定に伴い返上された周波数を含む。）及び②の審査を経て認定されることにより新たに返上される周波数を対象に、既存の放送番組の廃止等により12スロット未満の周波数を返上して既存の放送番組のHD化を希望する6者（7番組）の申請番組を優先して、審査を行った。審査の結果、当該6者（7番組）の申請番組を認定することとした。

③ 新規のHDTV番組（12スロットに限る）の審査

上記②の審査により6者（7番組）の申請番組を認定しても、なお指定することのできる周波数があったため、審査基準別紙3「6」(3)の規定により、上記②の認定後の残りの周波数（上記②の認定に伴い返上された周波数を含む。）を対象に、新たにHDTV番組を希望する3者（3番組）の申請番組を優先して、審査基準別紙3「3」の規定に基づく比較審査を行った（別添参照）。審査の結果、2者（2番組）の申請番組を認定することとし、1者（1番組）の申請番組の認定を拒否することとした。

④ 既存のSDTV番組の高画質化（6スロットに限る）に係る審査

なおSDTV番組に指定することのできる周波数があったため、残りの周波数及び本号の審査を経て認定されることにより新たに返上される周波数を対象に、審査基準別紙3「6」(4)の規定に定められる順序により、審査を行った。審査の結果、既存のSDTV番組の画質向上を目的とする1者（1番組）の申請番組を認定することとした。

⑤ その他の申請に係る審査

上記①から④までの審査を終えた段階で指定することのできる周波数がなくなったことから、残る1者（1番組）の申請番組の認定を拒否することとした。

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	1 資金調達の適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性
A番組		<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始までに要する資金の額: 65,265千円 字幕放送、災害放送を行うために必要な初期費用について、番組制作費、技術費に計上されている。 また、HD化を行うために必要な初期費用については、既に設備を確保している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 現金及び預金 ・確実性を証明する書類: 最近の決算期における貸借対照表、増資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後5年目。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始までに要する資金の額: 不要 東経110度CS放送の放送事業者であり、トランスポンダ保証金等の初期費用は不要。また、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を確保している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: - 	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始までに要する資金の額: 不要 東経110度CS放送の放送事業者であり、トランスポンダ保証金等の初期費用は不要。また、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を確保している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: - 	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な初期費用については、番組制作費等に計上又は既に設備を確保している等のため不要となっている。</p> <p>2)いずれの申請番組も、資金調達の必要がない、又は資金調達の必要がある場合における資金の調達方法について、現金及び預金によることを明記し、その証拠書類も添付されている。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な費用を技術費等に計上している。</p> <p>2)いずれの申請番組も、事業収支に関し既存番組の実績等に基づき一定の合理性ある積算を実施している。</p> <p>3)申請番組に係る事業計画については、全て「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」となっている。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	3 放送番組の制作及び調達等	4 表現の自由の享有
A番組	<ul style="list-style-type: none"> ・放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合35.3% 他社から調達する番組の割合64.7%) ・番組審議会の開催 放送開始後1年間の開催計画:2回以上。うち、本件申請に係る放送番組は2回以上審議。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び衛星基幹放送(BS放送)の業務を行う者への支配の基準を10%超とみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者が属し、衛星基幹放送(BS放送)の業務を行う者が属せず、申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が、東経110度CS放送で2を超えていない。 	
B番組	<ul style="list-style-type: none"> ・放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) ・番組審議会の開催 放送開始後1年間の開催計画:2回。うち、本件申請に係る放送番組は2回審議。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び衛星基幹放送(BS放送)の業務を行う者への支配の基準を10%超とみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者及び衛星基幹放送(BS放送)の業務を行う者が属するが、申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が、BS放送で0.5(超高精細度テレビジョン放送を除く。)、BS放送で0.5(超高精細度テレビジョン放送に限る。)、東経110度CS放送で2を超えていない。 	
C番組	<ul style="list-style-type: none"> ・放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) ・番組審議会の開催 放送開始後1年間の開催計画:3回。うち、本件申請に係る放送番組は1回以上審議。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び衛星基幹放送(BS放送)の業務を行う者への支配の基準を10%超とみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者及び衛星基幹放送(BS放送)の業務を行う者が属し、かつ、申請者等が衛星基幹放送(BS放送)の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が、0.5を超えている。 	
評価の考え方	<p>1)いずれの申請番組も、放送番組を確実に制作できる放送時間と確実に調達できる放送時間の合計時間の総放送時間に占める割合が100%となっている。</p> <p>2)いずれの申請番組も、本件申請に係る放送番組の審議も含めた番組審議会の開催計画がある。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>より厳しくみなした表現の自由の享有基準に適合している2番組を優位と評価した。</p>	

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙 3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合
A番組		<ul style="list-style-type: none"> ・申請番組の分野は、娯楽・趣味、ドラマ、映画となっている。 ・1か月の再放送率は36.6%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> ・申請番組の分野は、ドラマ、娯楽・趣味、ニュースとなっている。 ・1か月の再放送率は24.5%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> ・申請番組の分野は、娯楽・趣味、ドラマ、音楽となっている。 ・1か月の再放送率は55.2%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、衛星基幹放送における新たな分野の申請番組ではない。 2)1か月の再放送率が低い順に2番組を優位と判断した。 この結果、1)については申請番組間に差は無いと評価するとともに、2)については上位2番組を優位と評価した。</p>	<p>いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。</p>

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	7 個人情報の保護	8 青少年の保護
A番組		<p>・個人情報保護法及び放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインが定めている対応について、全て確実にを行うことが明確となっている実施要領等を既に整備している。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組を放送する場合は、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。</p>
B番組		<p>・個人情報保護法及び放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインが定めている対応について、今後、実施要領等において全て行うことを明確化する。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。</p>
C番組		<p>・個人情報保護法及び放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインが定めている対応について、今後、実施要領等において全て行うことを明確化する。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組を放送する場合は、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。</p>
評価の考え方		<p>個人情報保護法及び「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」が定めている対応について、全て確実にを行うことが実施要領等において既に明確になっている1番組を優位と評価した。</p>	<p>いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しない、又は放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を講じており、申請番組間に差は無いと評価した。</p>

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	9 字幕番組等の充実	10 放送番組の高画質性
A番組		<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、94.2%である。 ・解説放送を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合は、99.5%である。 ・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送の実績がある。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・解説放送を実施しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合は、100%である。 ・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送の実績がある。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・解説放送を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合は、100%である。 ・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送の実績がある。
評価の考え方		<p>1) 字幕放送と解説放送の両方を実施する申請番組を優位と判断した。 2) 字幕放送と解説放送の両方を実施する申請番組の中から、字幕付与率の高い上位2番組を優位と判断した。 この結果、1)については2番組を優位と評価するとともに、2)については上位2番組を優位と評価した。</p>	<p>1) ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の割合が高い上位2番組を優位と判断した。 2) いずれの申請番組も、東経124/128度CS放送において高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)の実績がある。 この結果、1)については上位2番組を優位と評価するとともに、2)については申請番組間に差は無いと評価した。</p>

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	11 災害に関する放送の実施	12 設備の維持
A番組		<ul style="list-style-type: none"> ・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番組送出設備及び地球局設備の運用、保守・管理業務並びに衛星放送送信業務について、他者へ業務を委託するため、業務委託契約を締結する計画がある。 ・委託先の業務実態を把握するなど業務を適切に実施するための保守・管理体制を有し、また委託先との間で障害発生等の緊急時における情報共有体制を有する。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> ・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番組送出設備及び地球局設備の運用、保守・管理業務並びに衛星放送送信業務について、他者へ業務を委託するため、業務委託契約を締結する計画がある。 ・委託先の業務実態を把握するなど業務を適切に実施するための保守・管理体制を有し、また委託先との間で障害発生等の緊急時における情報共有体制を有する。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> ・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番組送出設備及び地球局設備の運用、保守・管理業務並びに衛星放送送信業務について、他者へ業務を委託するため、業務委託契約を締結する計画がある。 ・委託先の業務実態を把握するなど業務を適切に実施するための保守・管理体制を有し、また委託先との間で障害発生等の緊急時における情報共有体制を有する。
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、我が国の主な自然災害である「暴風、豪雨、洪水、地震、津波」について、具体的な災害情報を提供する体制を備えている。</p> <p>2)いずれの申請番組も、緊急地震速報を実施する体制を備えている。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画がある。</p> <p>2)いずれの申請番組も、委託先の業務実態を把握するなどの保守・管理体制、及び委託先との障害発生時等における情報共有体制を有している。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	13 提供条件の説明及び苦情等の処理	14 放送番組の視聴需要
A番組		<ul style="list-style-type: none"> ・提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 ・主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託契約を締結する計画等がある。 ・主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成27年度と平成28年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、3番組中3位である。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> ・提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 ・主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託契約を締結する計画等がある。 ・主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成27年度と平成28年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、3番組中2位である。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> ・提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 ・主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託契約を締結する計画等がある。 ・主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成27年度と平成28年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、3番組中1位である。
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画があり、その旨証拠書類も添付されている。</p> <p>2)いずれの申請番組も、委託先の業務実態を把握する計画を有している。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>過去二年間(平成27年度、平成28年度)における東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計の上位2番組を優位と評価した。</p>

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙 3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	15 放送の能率的な普及
A番組		・申請者の希望する業務開始の予定期日は、「新規認定の日から起算して6月を経過する日までの日のうち、別途通知する日」である。
B番組		・申請者の希望する業務開始の予定期日は、「新規認定の日から起算して6月を経過する日までの日のうち、別途通知する日」である。
C番組		・申請者の希望する業務開始の予定期日は、「新規認定の日から起算して6月を経過する日までの日のうち、別途通知する日」である。
評価の考え方		いずれの申請番組も、業務開始の予定期日は「新規認定の日から起算して6月を経過する日までの日のうち、別途通知する日」であり、申請番組間に差は無いと評価した。